

横芝光町立上塚小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月制定
平成27年4月1日改訂
平成28年4月1日改訂
平成29年4月1日改訂
平成30年4月1日改訂
平成31年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂
令和5年4月1日改訂

本校では、「一人一人がめあてをもって取り組み、生き生きと輝く児童の育成」を具現化し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることこそが、児童を取り巻く課題の解決につながるものと考えます。

こうした考えのもと、次のとおりいじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向け全職員一丸となって取り組みます。

1 いじめ防止対策についての本校の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

知・徳・体のバランスのとれた力を育成し、「いじめをしない」「いじめに気付く」「いじめを受けない」「互いの違いを認め、いじめをなくす」ことで「自分の命を守る」とともに、「他の人の命を大切にできる子」を育てていきます。

(2) 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条関連）

いじめは全ての児童に、学校の内外を問わず関係する問題であることから、

- ①児童が安心して上塚小学校に通い、学習や諸活動に取り組むことができるようにします。
- ②いじめを見て見ぬふりをすることがないように、児童一人一人がいじめの心身に及ぼす影響、危険性を理解できるようにします。
- ③いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することを最大の責務として認識し、教育委員会、家庭、地域等、関係諸機関と連携して取り組みます。

(3) いじめの定義（同第2条関連）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめ防止のための基本姿勢（同第8、9条関連）

- ◇いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得るもの」であることを十分に認識し、全職員があたかな目を子どもに注ぎ、具体的な手立てを実行します。
- ◇児童には「いじめを行ってはいけない」ことを指導します。
- ◇児童があたかな人間関係の中で、安心して学校内外の生活を送ることができるようにするために、
 - ・いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をします。
 - ・家庭と協力して子どもを見守っていきます。
- ◇いじめに発展しそうな問題も含め、いじめを発見した時には迅速に対応します。

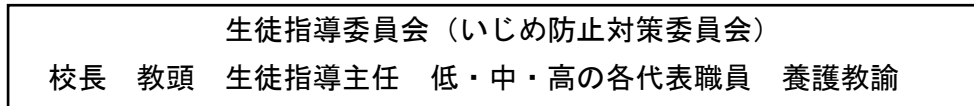
(5) 具体的な取組

- ①いじめ防止に関する職員の共通理解を図り、共通実践します。
 - ・いじめの早期発見に努めます。
 - ・いじめを発見した時、いじめの通報や相談があった時には、すぐに事実関係を調査し、関係者への適切な指導、措置を行い、再発防止に努めます。
 - ・いじめをした児童に対しては、毅然とした指導を行うとともに、保護者への助言も行います。
- ②日常の指導を充実させます。
 - ・いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
 - ・人権意識の高揚を図り、校内全体にわたりあたかな人間関係を築けるようにします。
 - ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
 - ・すべての教育活動を通して、豊かな情操と規範意識を培えるよう、道徳教育と体験活動を充実します。
- ③組織的に対応します。
 - ・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会を含む）を設置します。
 - ・いじめをはじめ、ハラスメントや体罰相談窓口を設置し、相談体制を整えます。
 - ・相談にあたっては、守秘義務を厳守します。
 - ・関係諸機関と連携、協力を図ります。
- ④いじめに関する職員への研修や保護者への啓発活動を推進します。
 - ・職員や保護者を対象とした、いじめや情報モラル等に関するテーマで外部講師を招いた講演会を実施します。

2 学校いじめ対策組織について

いじめ防止等に組織的に対応するため、下記の組織を中心に取り組み、進捗状況の確認、定期的検証を行います。

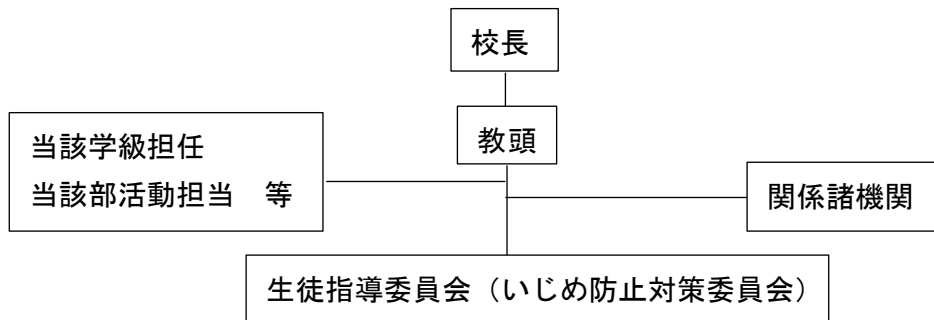
(1) 通常時



- ・ 定期的な会議の開催により、情報交換及び対策の検討
- ・ いじめ防止の啓発、研修計画の立案 等

(2) 事案発生時

いじめの疑いがあるような行為を含め、いじめが発見された場合、校長のリーダーシップのもと、事実関係の把握、被害児童のケア、加害・被害児童保護者への対応など、問題の解消とその後の対応を行います。



- ・ 事実確認と対応方針の確認
- ・ 被害児童及び保護者、加害児童及び保護者への対応、その他の児童への対応
- ・ 職員の役割分担及び職員への情報の共有（指導内容等共通理解）について
- ・ 関係機関との連携について
- ・ 教育委員会への報告
- ・ 再発防止に向けた対応の検討

3 いじめの未然防止について（同第15条関連）

児童一人一人が認められ、お互いを思いやるあたたかな人間関係づくりに学校全体で取り組みます。

○教師は「わかる授業」を心がけ、自己の有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止に努めます。

○いじめの理解を深め、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこも、傍観者としていじめに加担していることを理解させます。

○教師は、不適切な発言や体罰がいじめを助長することをよく理解し、日々の教育活動を行います。

○保護者や地域に対して、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての啓発活動を行い、連携を推進します。

- ①規範意識を高める学級経営
- ②生徒指導の機能を生かした授業実践
- ③道徳教育の充実
- ④人権教育の充実
- ⑤豊かな人間性や社会性を育む学校行事や特別活動の充実

4 いじめの早期発見について（同第16条関連）

いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得るという認識のもと、いじめの早期発見に努めます。

①生活アンケートの実施（6月・11月・3月）

・定期的にアンケートを実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見、早期解決を目指します。必要に応じて、臨時の教育相談を行います。また、結果を共通理解し、悩みを抱える児童を複数の目で見守ることができるようにします。

②教育相談週間

・学級担任が、児童一人一人に悩み等を聞き、問題の早期発見、早期解決を目指します。

③相談ポスト

・1階保健室前に相談ポストを設置し、いつでもだれにでも相談できる環境の一環とします。相談ポストは毎日、教育相談担当が確認をし、早期発見、早期解決に役立てます。

④職員による日々の観察

・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな

変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ちます。

5 ネット上のいじめへの対応について（同第19条関連）

携帯電話やスマートフォン、パソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの行為を「ネット上のいじめ」ととらえます。このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではありません。本校では、「ネット上のいじめ」の特徴を理解したうえで、早期発見、早期解決に向けて取り組みます。

①情報モラル教育の充実

- ・スマートフォン等の端末が急速に子どもたちに普及している状況を踏まえ、個人情報の扱いやSNSの扱いについて積極的に取り上げ、児童の情報モラルについての理解を深めます。

②保護者への啓発

- ・学級懇談会や個人面談等で「ネット上のいじめ」について話題にしたり、「使用時間や使用のルール」の必要性について周知をしたりするなど、保護者への啓発を行います。

③組織的対応

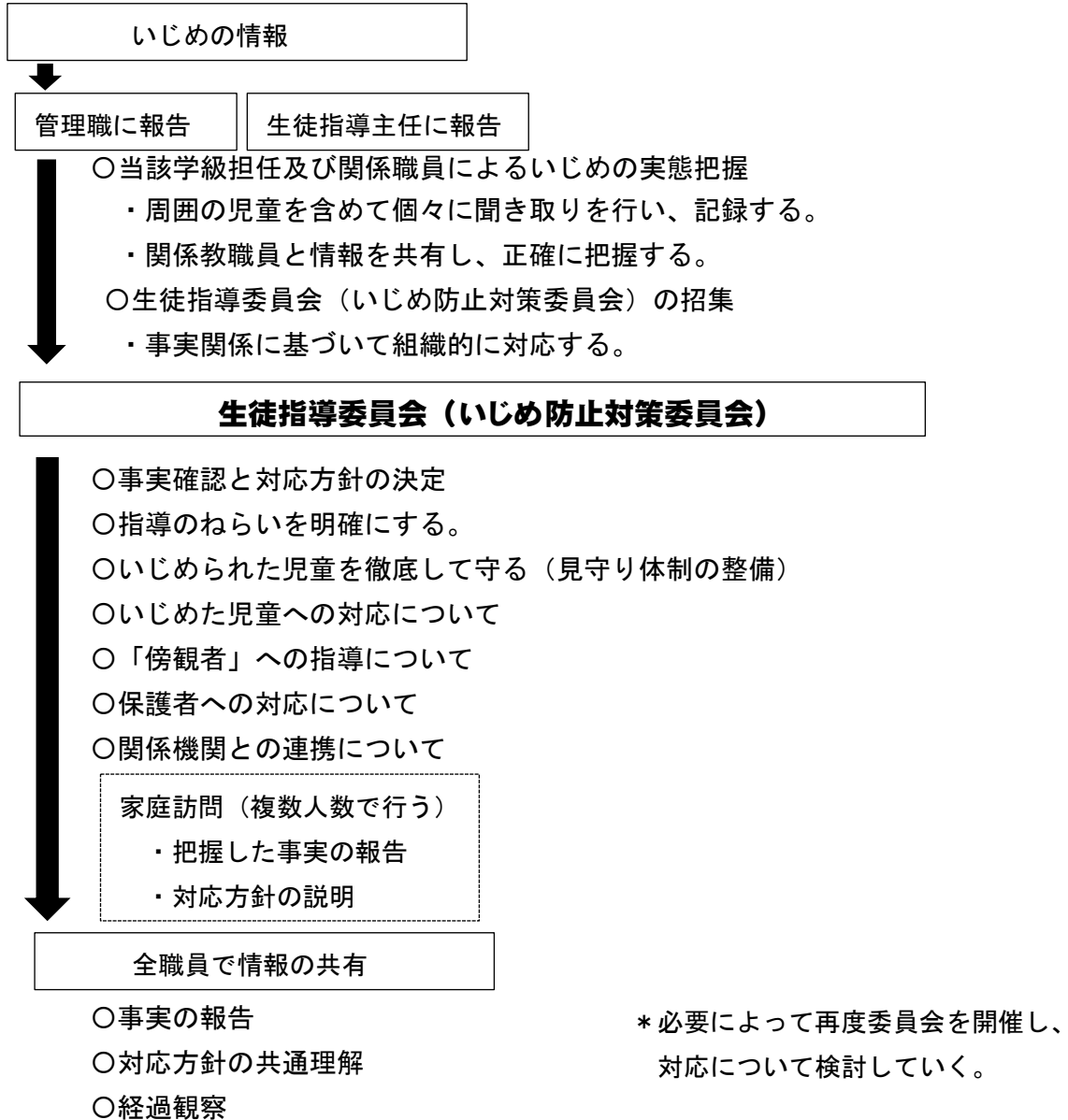
- ・児童の会話や体調不良の訴えなどからもネットいじめが発覚することがあります。小さな兆候についても情報を交換し、対応策を検討します。

④掲示板等への誹謗中傷への対応

- ・被害拡大を避けるための対応を、関係諸機関と連携して行います。

6 いじめを認知した場合の対応について（同第23条関連）

* 協議内容、事案への対応の記録を残す



<いじめの解消>

- 被害児童に対する心理的または物理的な影響を与えている行為がやんでいる状態が相当の期間継続している（概ね3カ月を目安）かを確認します。
- 被害児童が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者との面談等で確認）かどうかを確認します。

7 重大事案への対処について（同第28条、30条関連）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

1 的確な情報収集

2 報告

校内 発見者⇒学級担任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長
教育委員会 校長⇒教育委員会

3 緊急対応 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の招集

- 教育委員会の協議の上、委員会を開催する。
- 自殺、不登校、脅迫、暴行等、緊急に対応する必要があるかどうか。
- 事実調査の内容と今後の対応の在り方について
- 警察への通報など関係諸機関との連携

4 調査による実態把握

- 被害児童の気持ちに寄り添って話を聞く。
- 調査は基本的には当該学級の児童に対して行うが、事案に応じては全校児童に対して行う。
- 調査は迅速に行う。
- 調査項目について
 - ・ いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの様態やいじめ集団の構造など）
 - ・ いじめの動機、背景
 - ・ 被害児童、加害児童の言動とその特徴
 - ・ 保護者からの情報
 - ・ 教職員からの情報
 - ・ 他の問題行動との関連

等

5 調査内容の報告

- 調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会へ報告する。

6 解決に向けた指導・支援及び経過観察

- 委員会にて協議の上、被害児童・保護者、加害児童・保護者、関係機関等へ対応していく。

7 再発防止

- 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）にて協議の上、再発防止に努める。

8 公表、点検、評価について（同第34条関連）

- 上堺小学校いじめ防止基本方針の概要を学校HPで公表します。
- 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）での毎月の反省（調査・分析）を通して点検を行っていきます。
- 学校評価においていじめ問題への取組を評価し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを行います。

9 いじめの相談・通報窓口について（同第23条関連）

どんなことでも相談がしやすい学校を目指します。いじめの早期発見、早期対応の視点から、児童による情報提供（相談・通報）は適切な行為であることを伝えていきます。

【上堺小学校いじめ・ハラスメント・体罰等相談窓口】

教頭 ・ 生徒指導担当 ・ 教育相談担当 ・ 養護教諭

【関係機関】

横芝光町教育委員会	84-4116
山武警察署生活安全課	0475-82-0110
東上総教育事務所相談室	0475-23-4460
山武郡市教育相談センター	0475-54-0367
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番（千葉貯法法務局内）	0120-007-110
ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

令和5年度 いじめ対策年間計画

横芝光町立上堺小学校

学期・月	学校行事	いじめ対策委員会	○取り組み □教職員におけるいじめ防止等の手立て
一 学 期	四月	始業式 入学式 授業参観 学級懇談会 家庭訪問 定例 「いじめ対策委員会」 ※生徒指導委員会と兼ねる（以下同じ）	○「いじめ防止基本方針」の提案 ○「いじめ防止啓発強化月間」の周知 ○「イエローリボンキャンペーン」の実施（1学期間を強化月間とする） ○「SOSの出し方教育」の実施 □いじめ防止基本方針を受けた学級経営案作成 □いじめを許さない学級のルール作り □児童の実態，保護者の願いの把握 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換
	五月	校外学習 陸上大会 1年生歓迎集会 運動会 定例 「いじめ対策委員会」	□児童理解に向けた観察や調査（いじめの把握） □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換
	六月	プール開き 郡市陸上大会 海岸清掃ボランティア 校外学習 定例 「いじめ対策委員会」	○「 <u>いじめゼロ宣言</u> 」【各学級】 ※6月中に実施予定 ○学校生活アンケートの実施（必要に応じて個人面談を実施） □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換

	七月	個人面談 終業式 夏休み (8月31日まで)	定例 「いじめ対策委員会」 ・1学期のまとめ ・2学期の方針	○1学期の目標の振り返り ○夏休みの過ごし方についての指導 □家庭や地域における友達との過ごし方に関する指導 □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換
二 学 期	九月	始業式 校外学習	定例 「いじめ対策委員会」	○2学期の目標の設定 ○夏休みの事後指導 ○資料「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の回覧 □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換 □宿泊学習・校外学習を通じた仲間づくり
	十月	校外学習 町音楽祭 郡市体操大会 宿泊体験学習	定例 「いじめ対策委員会」	○学校生活アンケート実施 ○教育相談週間の設定 ○計画委員会による、いじめ防止の呼びかけ ○運動会へ向けての奉仕作業 □運動会準備・練習を通じた仲間づくり □児童理解に向けた観察や調査(いじめの把握) □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換 □修学旅行・校外学習を通じた仲間づくり

	十一月	マラソン大会 修学旅行 校外学習 学習発表会 授業参観	定例 「いじめ対策委員会」	○2学期の目標の振り返り・目標の修正 □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換 □修学旅行・校外学習を通じた仲間づくり
	十二月	人権教室 終業式 個人面談 冬休み (1月8日まで)	定例 「いじめ対策委員会」 ・2学期のまとめ ・3学期の方針	○人権教室(社会福祉協議会)【3・4年生】 ○2学期の目標の振り返り ○冬休みの過ごし方についての指導 □家庭や地域における友達との過ごし方に関する指導 □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換
三 学 期	一月	始業式	定例 「いじめ対策委員会」	○3学期の目標の設定 ○冬休みの事後指導 ○授業参観での道徳の授業展開 □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換
	二月	学力検査	定例 「いじめ対策委員会」	○学校生活アンケートの実施 (必要に応じて個人面談を実施) □6年生を送る会へ向けての準備を通じての人間関係づくり □児童理解に向けた観察や調査(いじめの把握) □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換

	<p>三月</p>	<p>6年生を送る会 卒業式 修了式 春休み (4月 日 まで)</p>	<p>定例 「いじめ対策委員会」 ・1年間のまとめ ・次年度の方針</p>	<p>○3学期の目標の振り返り ○春休みの過ごし方についての指導 □家庭や地域における友達との過ごし方に関する指導 □6年間の成果と中学校へ向けての指導 □1年間の成果と次年度へ向けての指導 □児童理解に向けた観察や調査 □生徒指導上配慮すべき児童の情報交換 □保護者との情報交換</p>
--	-----------	--	---	--